

野菜価格安定・振興事業のご案内

～ 野菜農家の経営安定と経営基盤強化をサポートします ～



令和2年2月

alic 独立行政法人
農畜産業振興機構



野菜価格安定・振興事業のご案内(令和2年度)

野菜農家の経営安定をサポートします。

1. 指定野菜価格安定対策事業(P2)

- ・指定野菜の価格が低落した場合に補給金を交付
- ・指定野菜14品目が対象
- ・販売価格が過去の平均価格の9割を下回った場合に交付

2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給金事業(P6)

- ・特定野菜等の価格が低落した場合に補給金を交付
- ・特定野菜35品目及び指定野菜12品目が対象
- ・販売価格が過去の平均販売価格の8割を下回った場合に交付

3. 契約指定野菜安定供給事業(P10)

- ・契約取引される指定野菜の価格低落、不作、過剰生産の場合に補給金を交付
- ・指定野菜14品目が対象
- ①市場価格連動型契約での価格低落
- ②定量供給契約での豊作時の出荷調整
- ③価格高騰時の契約数量確保のための市場調達の場合に交付

4. 契約特定野菜等安定供給促進事業(P10)

- ・契約取引される特定野菜等の価格低落、不作、過剰生産の場合に補給金を交付
- ・特定野菜35品目及び指定野菜12品目が対象
- ①市場価格連動型契約での価格低落
- ②定量供給契約での豊作時の出荷調整
- ③価格高騰時の契約数量確保のための市場調達の場合に交付

5. 契約野菜収入確保モデル事業(P17)

- ・契約取引される指定野菜の価格高騰、豊作、不作の場合に交付金を交付
- ・指定野菜14品目が対象
(指定産地以外も対象)
- ①定量定価格契約での豊作時の出荷調整
- ②価格高騰時の契約数量の遵守
- ③価格高騰時の契約数量確保のための市場調達の場合に交付

6. 野菜緊急需給調整事業(P31)

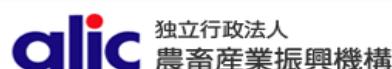
- ・重要野菜等の価格低落・高騰時に出荷調整等を行った場合に交付金を交付
- ・重要野菜・調整野菜(キャベツ、たまねぎ、だいこん、はくさい、レタス、にんじん)が対象
- ・価格低落時の出荷後送り、加工用販売、フードバンク提供、土壤還元、価格高騰時の出荷前倒しを行った場合に交付

野菜農家の経営基盤強化をサポートします

7. 端境期等対象産地育成強化事業(P35)

- ・端境期の国産野菜の生産拡大に向けた生産・流通体系構築、出荷期間拡大及び作付安定技術導入を支援(事業期間3年)
- ・加工・業務用野菜14品目、生食用野菜2品目が対象
- ・事業対象面積×15万円/10aを助成
(初年度一括交付)

お問い合わせ先



野菜業務部 管理課

Tel : 03-3583-9471

Fax : 03-3583-9484

HP : <https://www.alic.go.jp/>

1. 指定野菜価格安定対策事業

Q

指定野菜価格安定対策事業とは？

本事業は、生産者、道府県及び国が積み立てた資金を財源として、販売した野菜の平均販売価額が平均価格の90%（保証基準額）を下回った場合、保証基準額と平均販売価額との差額を補てんする事業です。

POINT

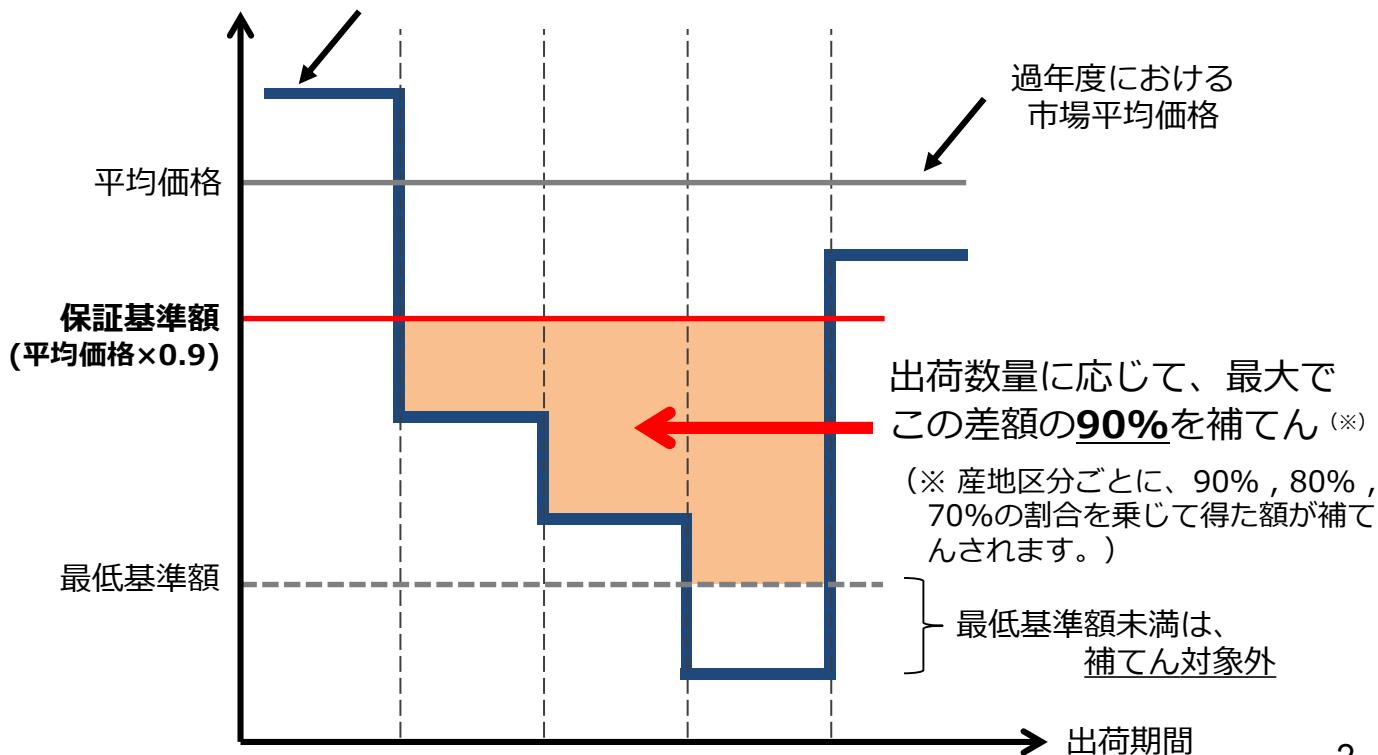


豊作等により野菜の市場価格が著しく低落した場合、低落相当額が補てんされますので、経営が安定し、安心して野菜が生産できます。

対象となる野菜
(14品目)

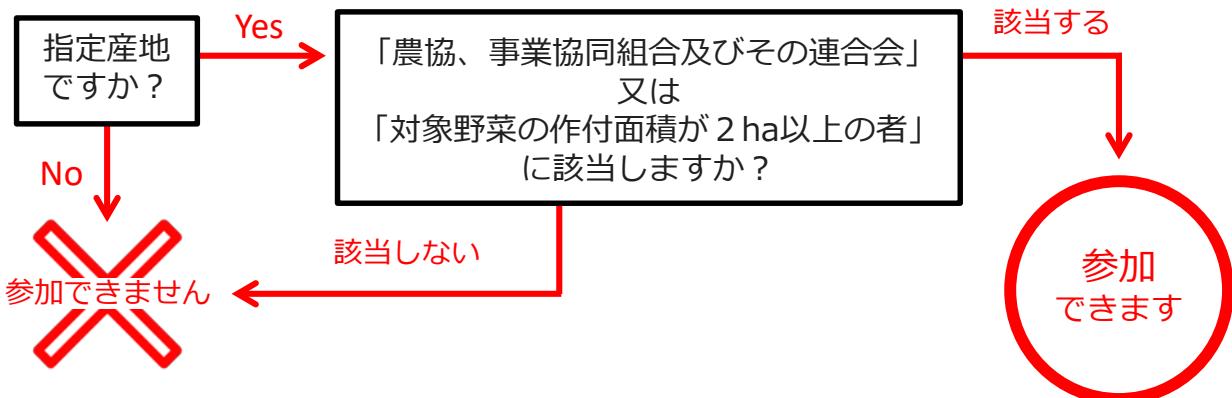
キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、ねぎ、にんじん、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス

平均販売価額 = 出荷された野菜の旬別・ブロック別の平均価額



Q

事業の加入要件は？



注) 事業に加入するには、機構への登録手続が必要です。
(登録手続に関する問い合わせ先:野菜業務部管理課)

Q

どこで作った野菜でも対象になるの？

農林水産大臣が指定する産地で生産した対象野菜のみが対象となります。それ以外の地域で生産した野菜は、対象となりません。

指定産地数:892 (令和2年2月4日現在)

Q

どこに出荷しても対象になるの？

機構が定める以下の市場に出荷した対象野菜のみが対象となります。それ以外に出荷した対象野菜は対象となりません。

- ① 全国の中央卸売市場(49市場、卸売会社71社)
- ② 全国の地方卸売市場(157市場、卸売会社184社)
- ③ JA全農青果センター(3施設)

【括弧内の市場数は、平成31年3月31日現在】

POINT



補てんを受けるためには、指定産地で生産された野菜を対象となる市場に出荷しなければなりません。

Q

どのくらい負担が必要なの？

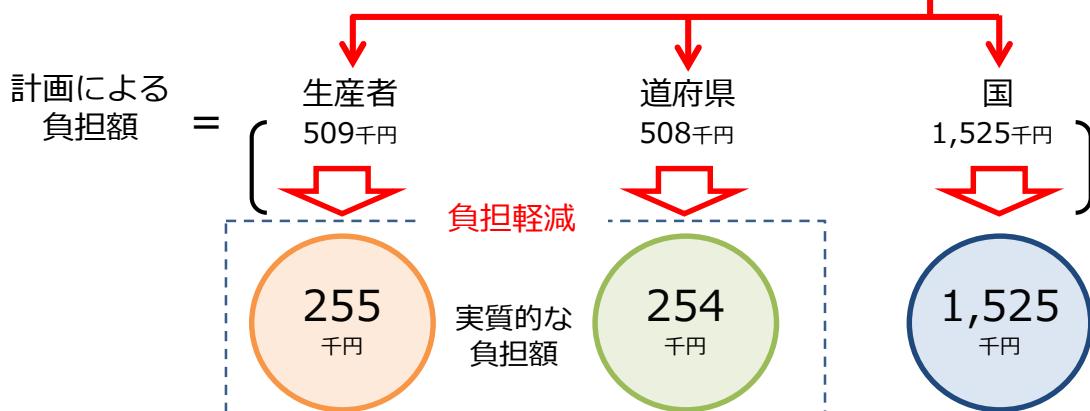
生産者、道府県及び国が、2：2：6の負担割合（※）で資金を積み立てます。なお、一部の対象野菜については、生産者、道府県の負担を軽減する措置を講じています。（※ キャベツ、たまねぎ、秋冬だいこん、秋冬はくさいは、1.75：1.75：6.5）



【例】『夏だいこん』を『100 t』交付予約する場合

単価：25.42円/kg

$$\text{基金の総額} = 25.42\text{円/kg} \times 100\text{ t} = 2,542\text{千円}$$



（※ 本事業は、保険の仕組みによる掛け金（負担金）の掛け捨て制度ではありません。）

Q

どのくらい補てんされるの？

対象野菜の計画的な出荷(供給計画)の貢献度に応じて、保証基準額と平均販売価額との差額の 最大 90% を補てんします。



【例】『夏だいこん』の補てん対象数量が『100 t』の場合

保証基準額と平均販売価額との差額：12円/kg

※ 交付予約数量及び供給計画数量ともに **100 t** とする。

◎ 計画のとおり出荷した場合

$$100\text{ t} \times 10.8\text{円/kg} \times \textcolor{red}{1.0} = \textcolor{blue}{1,080\text{千円}}$$

特別補給
交付金等

※ 特別補給交付金等とは、計画出荷を達成した場合に10%上乗せされる加算金です。ただし、事前の申し込みが必要です。上記例の場合、**120千円**が加算されます。

◎ 計画数量と乖離がある場合

$$\frac{100\text{ t} \times 10.8\text{円/kg} \times \textcolor{red}{0.5}}{\downarrow} = \textcolor{blue}{540\text{千円}}$$

補てん対象数量の上限数量は、交付予約数量となります。

POINT



小さな負担で、大きな
補償が受けられます。



事務手続きの流れは？

農林水産省

農畜産業振興機構

道府県

登録出荷団体

登録生産者

- ① 登録申込み
- ④ 需給調整事業の申込み(※)
- ⑤ 交付予約の申込み
- ⑦ 負担金の納入
- ⑧ 交付申請書の提出

- 1 登録申込み
- 2 作付面積の報告
- 5 需給調整事業の申込み(※)
- 6 交付予約の申込み
- 8 負担金の納入
- 9 交付申請書の提出

* キャベツ、だいこん、たまねぎ、はくさい、にんじん、レタスの交付予約を行う者のみ

ご注意ください。

- ・平成31年1月から開始された収入保険と本事業は、同時利用できません。
- ・本事業を利用するか、収入保険に加入するかは個人の判断で自由に選択できます。
- 収入保険に加入する場合は、これまで本事業で補給金を受け取っていたJA等の機関に、本事業を同時利用しないことを忘れずに申告してください。**
- ・国又は道府県の予算措置の都合等により、交付予約の申込み内容について、希望に添えない場合があります。
- ・事務手続に係る書類は、5年間保存しなければなりません。
- ・本事業は、国の補助金（税金）により事業を実施していることから、会計検査院が定期的に実施する検査を受検しなければなりません。

本件の内容に関する問い合わせ先



独立行政法人

農畜産業振興機構

野菜業務部予約業務課

Tel : 03-3583-9481 FAX : 03-3583-9484

HP : <http://www.alic.go.jp/>

2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

Q 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業とは？

本事業は、野菜価格の安定を目的として、各都道府県の野菜価格安定法人が、生産者、都道府県及び国が積み立てた資金を財源に、販売した野菜の平均販売価額が平均価格の80%（保証基準額）※を下回った場合、保証基準額と平均販売価額との差額を補てんする事業です。

POINT

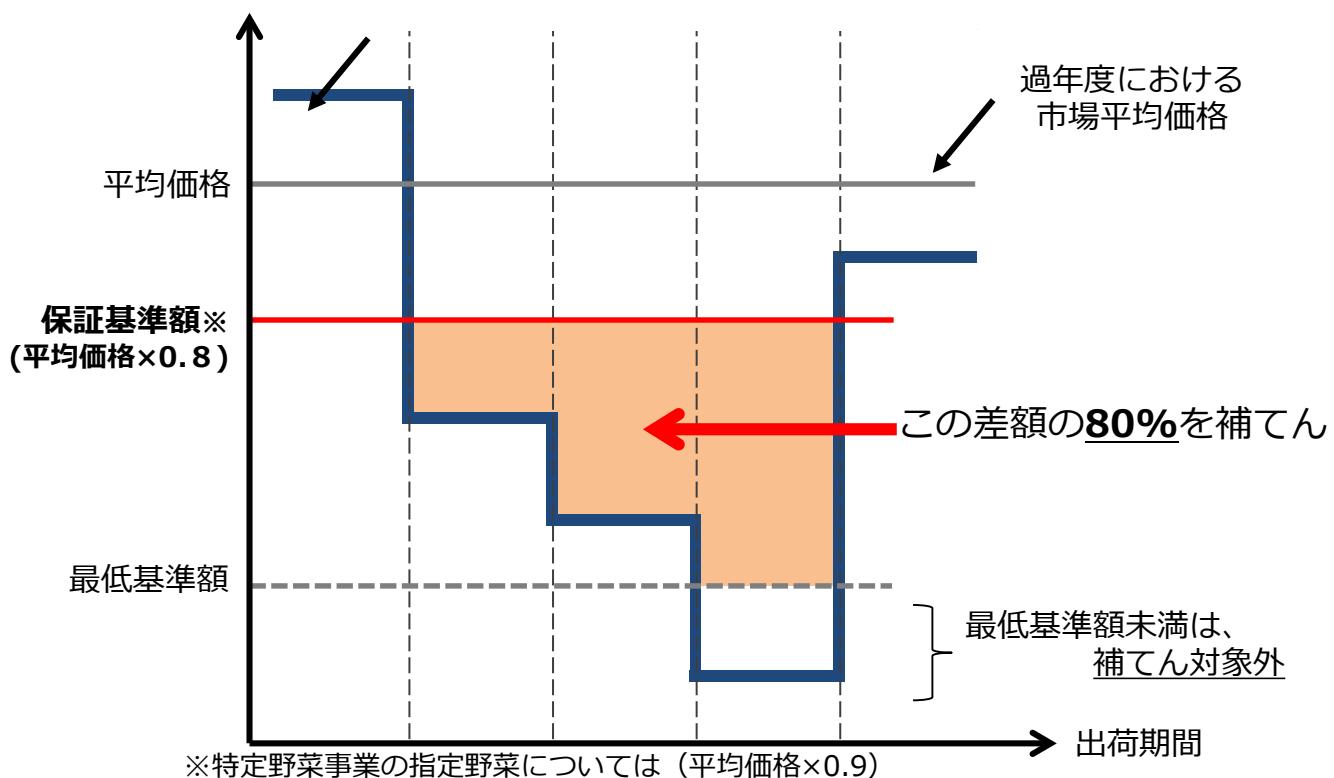


豊作等により野菜の市場価格が著しく低落した場合、低落相当額が補てんされますので、経営が安定し、安心して野菜が生産できます。

対象となる野菜（35品目）

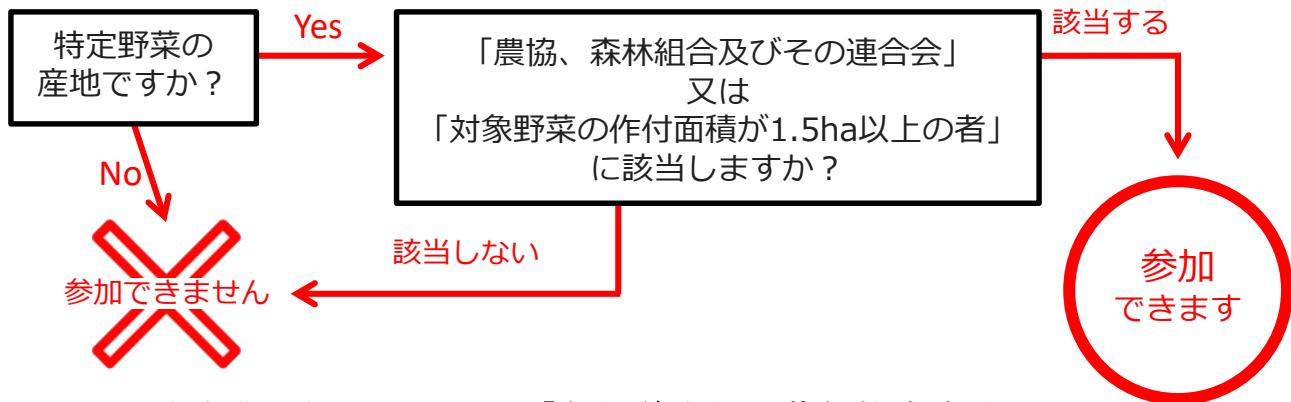
いちご、えだまめ、かぶ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、しとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが
(重要特定野菜としてアスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリー)

平均販売価額 = 出荷された野菜の旬別・ブロック別の平均価額



Q

事業の加入要件は？



注)事業に加入するには、「各都道府県野菜価格安定法人」への登録手続が必要です。

Q

どこで作った野菜でも対象になるの？

知事が地方農政局長と協議して選定した産地で生産した対象野菜のみが対象となります。それ以外の地域で生産した野菜は、対象となりません。

特定野菜産地数:629 (令和元年5月末現在)

Q

どこに出荷しても対象になるの？

知事が定める以下の市場に出荷した対象野菜のみが対象となります。それ以外の市場等に出荷した野菜は、対象となりません。

- ① 全国の中卸売市場(49市場、卸売会社71社)
- ② 全国の地方卸売市場(157市場、卸売会社184社)
- ③ JA全農青果センター(3施設)
- ④ その他知事が定める市場等

【括弧内の市場数は、平成31年3月末日現在】

POINT



補てんを受けるためには、特定野菜の産地で生産された野菜を、対象となる市場に出荷しなければなりません。

Q

どのくらい負担が必要なの？

生産者、都道府県及び国が、1：1：1の負担割合（※）で資金を積み立てます。（※ 重要特定野菜は、2：1：1）

なお、一部の対象野菜については、生産者、都道府県の負担を軽減する措置を講じています。



【例】『すいか』を『100 t』交付予約する場合

単価：27.94円/kg

$$\text{基金の総額} = 27.94\text{円/kg} \times 100\text{ t} = 2,794\text{千円}$$

$$\text{計画による} \\ \text{負担額} = \left(\begin{array}{l} \text{生産者} \\ 932\text{千円} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ 931\text{千円} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{国} \\ 931\text{千円} \end{array} \right)$$

（※ 本事業は、保険の仕組みによる掛け金（負担金）の掛け捨て制度ではありません。）

Q

どのくらい補てんされるの？

保証基準額と平均販売価額との差額の 80%（※P6の特定野菜事業の指定野菜は90%）を補てんします。



【例】『すいか』の補てん対象数量が『100 t』の場合

保証基準額と平均販売価額との差額：12円/kg

960千円

100t 出荷

POINT

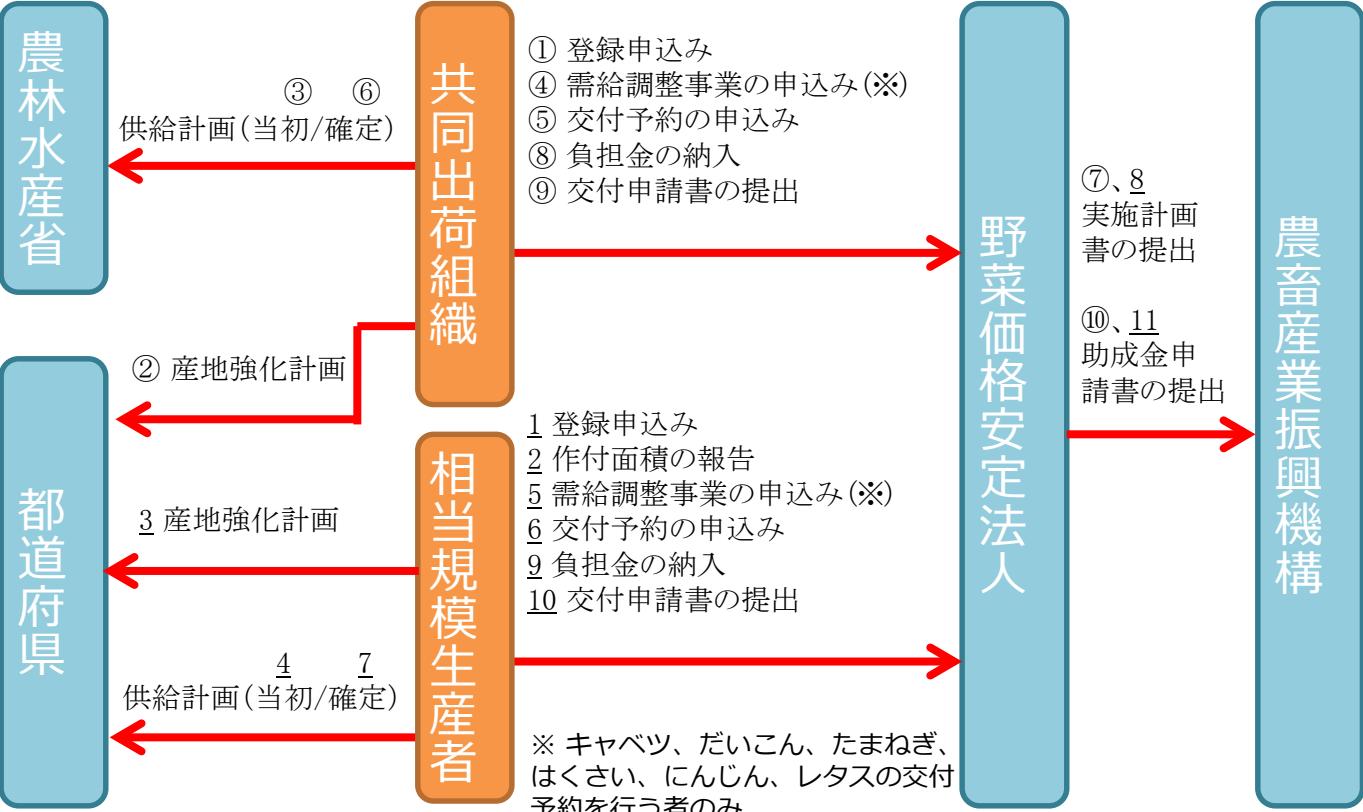


小さな負担で、大きな
補償が受けられます。

$$100,000\text{kg} \times 12\text{円/kg} \times 80\% = 960\text{千円} \\ (100\text{t})$$



事務手続きの流れは？



ご注意ください。

- 平成31年1月から開始された収入保険と本事業は、同時利用できません。
- 本事業を利用するか、収入保険に加入するかは個人の判断で自由に選択できます。
- 収入保険に加入する場合は、これまで本事業で補給金を受け取っていたJA等の機関に、本事業を同時利用しないことを忘れずに申告してください。**
- 国又は道府県の予算措置の都合等により、交付予約の申込み内容について、希望に添えない場合があります。
- 事務手続に係る書類は、5年間保存しなければなりません。
- 本事業は、国の補助金（税金）により事業を実施していることから、会計検査院が定期的に実施する検査を受検しなければなりません。

本件の内容に関する問い合わせ先



独立行政法人
農畜産業振興機構

野菜振興部助成業務課

Tel : 03-3583-9478 FAX : 03-3583-9484
HP : <http://www.alic.go.jp/>

3. 契約指定野菜安定供給事業

4. 契約特定野菜等安定供給促進事業

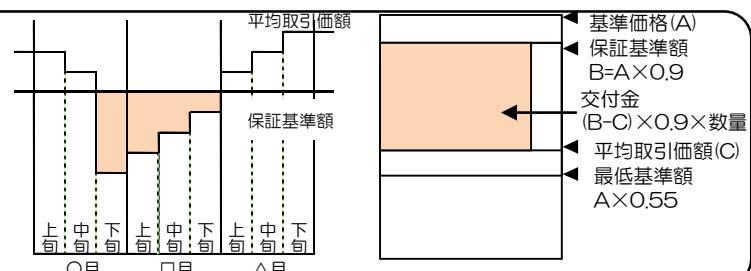
- 野菜の契約取引に伴い生産者が負うリスクを軽減するため、以下の3つのタイプの対策を措置
 - ① 価格低落タイプ：市場価格連動型の契約で価格が著しく低落した場合の補てん
 - ② 出荷調整タイプ：契約遵守のため余裕をみて作付した野菜を価格低落時に出荷調整した場合の補てん
 - ③ 数量確保タイプ：不作によって契約数量を確保できない場合の掛け増し経費の補てん
- 事業対象は、指定産地の指定野菜14品目、特定野菜等35品目

※ ③については、6次産業化・地産地消法に基づきリレー出荷に取り組む生産者は指定産地内外にかかわらず対象

① 価格低落タイプ

市場価格に連動して価格が変動する契約を締結している生産者に対し、価格の著しい低落が生じた場合に補てんを行う。

平均取引価額が保証基準額（基準価格の90%）を下回った場合に、保証基準額と平均取引価額の差額の90%を補てん。

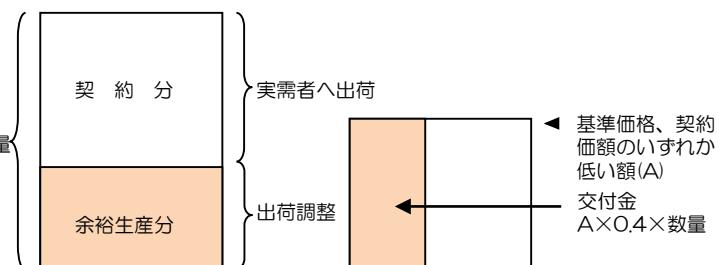


② 出荷調整タイプ

定量供給契約を締結した生産者が、契約数量を確保するため余裕のある作付けを行い、価格低落時に契約以外の生産量の出荷調整を行った場合に補てんを行う。

価格が低落し平均取引価額が発動基準価額（基準価格の70%）を下回った場合に、出荷調整を行ったときは、基準価格又は契約価額のいずれか低い方の40%を補てん。

※交付予約数量は契約数量の30%を限度



③ 数量確保タイプ

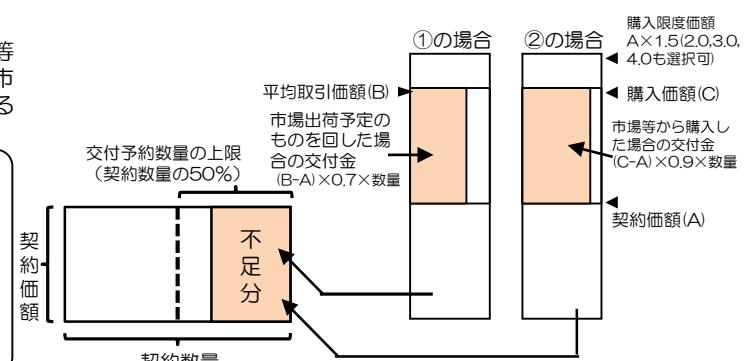
定量定価供給契約を締結した生産者が、天候不良等により契約数量を確保することができない場合に、市場出荷予定のものを回す等により契約数量を確保するのに要する経費を補てんする。

契約数量が確保できず、平均取引価額が指標価額（基準価格の130%、リレー出荷の場合特例あり）を上回った場合に、

① 市場出荷予定のものを契約取引に回したときは、平均取引価額と契約価額の差額の70%を補てん。

② 市場等から購入したときは、購入価額と契約価額の差額の90%を補てん。

※ いずれの場合も交付予約数量は契約数量の50%を限度。購入限度価額は契約価額の150%（200%、300%、400%も選択可）。

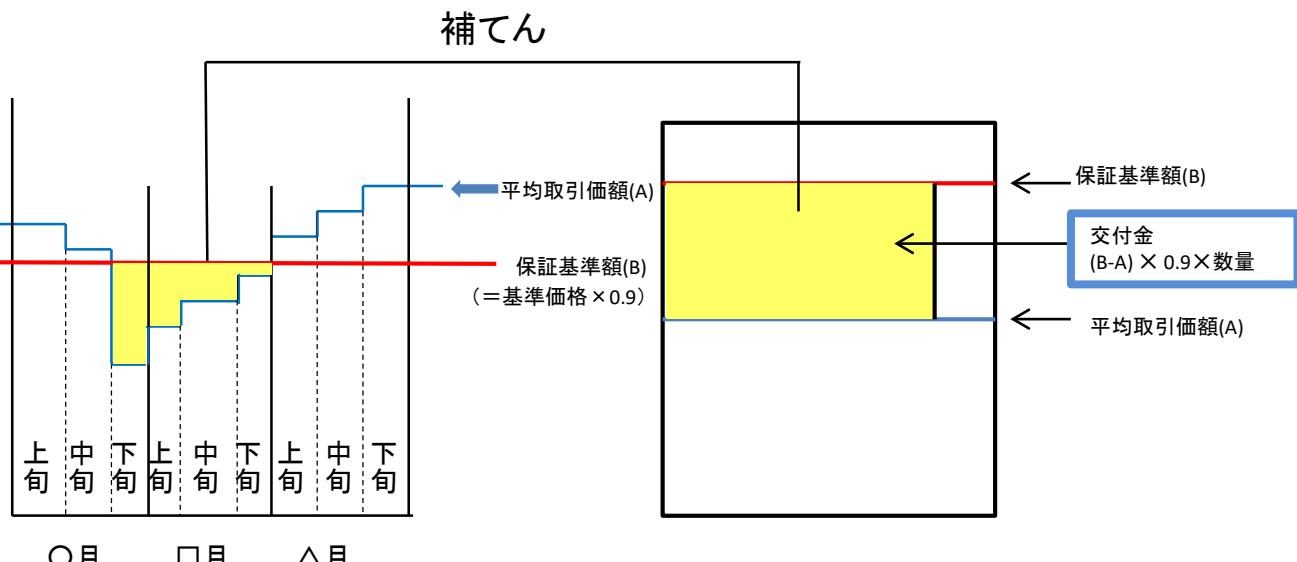


【負担割合】 指定野菜：国（1/2）、都道府県（1/4）、出荷団体等（1/4）

特定野菜：国（1/3）、都道府県（1/3）、出荷団体等（1/3）

価格低落タイプの仕組み

平均取引価額(A)が保証基準額(B)を下回っている場合に、**その差額((B)-(A))の90%**が補給金として補てんされます。



※注意事項

- ・平均取引価額(A)は全国10ヶ所の中央卸売市場価格から機構が算定します。このため、申込者が契約取引の指標している市場の価格が低落した場合であっても、平均取引価額(A)が保証基準額(B)を下回らない場合には、**発動されません**。
- ・**契約書の取引価格には「市場価格に連動」等の記載が必要です。**
- ・基準価格は、卸売市場の過去6カ年の卸売価格の平均価格です。

負担金の積立て

指定野菜



特定野菜等



・**生産者は、補給金の基となる資金を負担金として納付していただくこととなります。**

・**負担金は、機構で生産者ごとに管理いたします。**

価格低落タイプの要件等

1 対象品目及び産地

野菜生産出荷安定法に定められている産地(機構へお問い合わせください)で栽培されている、指定野菜14品目、特定野菜等35品目

2 対象者（事業実施主体）※機構に登録が必要（指定野菜のみ）です。

- ① 生産者（個人・法人）
- ② 農業協同組合、事業協同組合、協同組合連合会
- ③ 生産者が構成員となっている団体

3 対象となる契約取引

実需者等との事前書面契約

4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者・外食業者
- ③ 中間事業者（商社、流通業者等）

5 負担金

- ① 指定野菜では、補給金の基となる資金の1／4（特定野菜等は1／3）を負担金として納付いただきます。
- ② 負担金は、かけ捨てではなく、1年後に返戻可能な積立金です。

6 申込期限

- ① 出荷期間開始40日前までに、申込書の提出が必要です。
- ② 契約書類について上記した期限までに間に合わない場合は、出荷期間開始10日前までに、延長することができます。（別途届出書が必要）

（※）指定野菜14品目：キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス

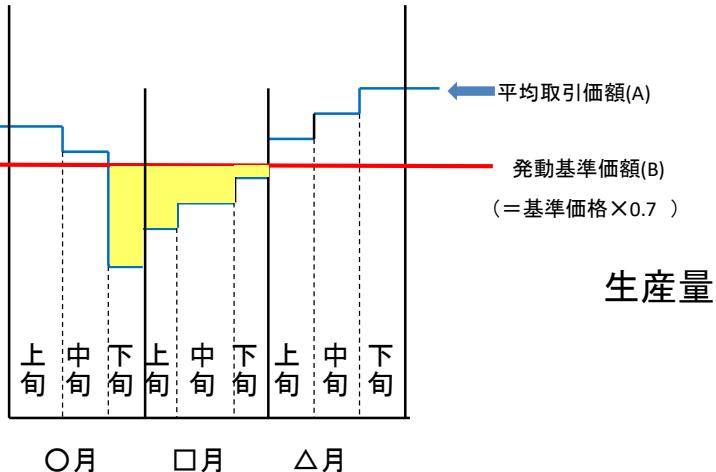
（※）特定野菜等35品目：アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、オクラ、しとうがらし、にがうり、らっきょう、わけぎ、みょうが



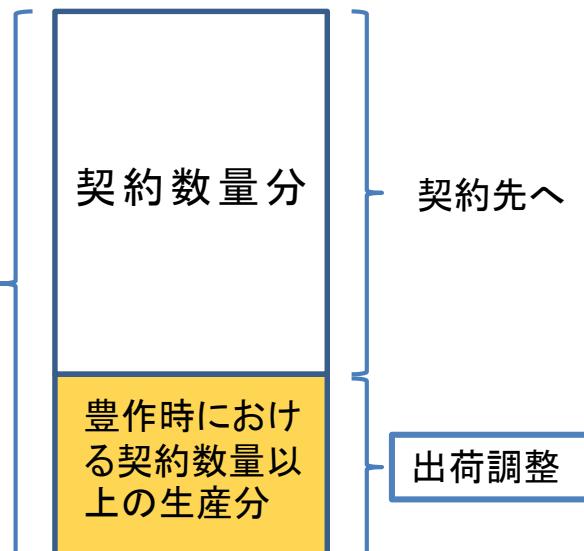
出荷調整タイプの仕組み

平均取引価額(A)が発動基準価額(B)を下回っている状況で出荷調整を行った場合は、
基準価格又は契約価額のいずれか低い額の4割が補てんされます。

(1)発動要件



(2)補給金対象数量



※注意事項

- ・平均取引価額(A)は全国10ヶ所の中央卸売市場価格から機構が算定します。このため、申込者が契約取引の指標としている市場の価格が低落した場合であっても、平均取引価額(A)が発動基準額(B)を下回らない場合には、発動されません。
- ・申込数量の上限は、**契約数量の30%が限度**です。
- ・基準価格は、卸売市場の過去6カ年の卸売価格の平均価格です。
- ・事前に出荷調整を実施する場合は**機構への申出**が必要となります。

負担金の積立て

指定野菜



特定野菜等



・**生産者**は、交付金の基となる資金を**負担金**として**納付**していただきます。

・負担金は、**機構**で**生産者ごとに管理**いたします。

出荷調整タイプの要件等

1 対象品目及び産地

野菜生産出荷安定法に定められている産地(機構へお問い合わせください)で栽培されている、指定野菜14品目、特定野菜等35品目

2 対象者（事業実施主体）※機構に登録が必要（指定野菜のみ）です。

- ① 生産者（個人・法人）
- ② 農業協同組合、事業協同組合、協同組合連合会
- ③ 生産者が構成員となっている団体

3 対象となる契約取引

実需者等との事前書面契約

4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者・外食業者
- ③ 中間事業者（商社、流通業者等）

5 負担金

- ① 指定野菜では、補給金の基となる資金の1／4（特定野菜等は1／3）を負担金として納付いただきます。
- ② 負担金は、かけ捨てではなく、1年後に返戻可能な積立金です。

6 申込期限

- ① 出荷期間開始40日前までに、申込書の提出が必要です。
- ② 契約書類について上記した期限までに間に合わない場合は、出荷期間開始10日前までに、延長することができます。（別途届出書が必要）

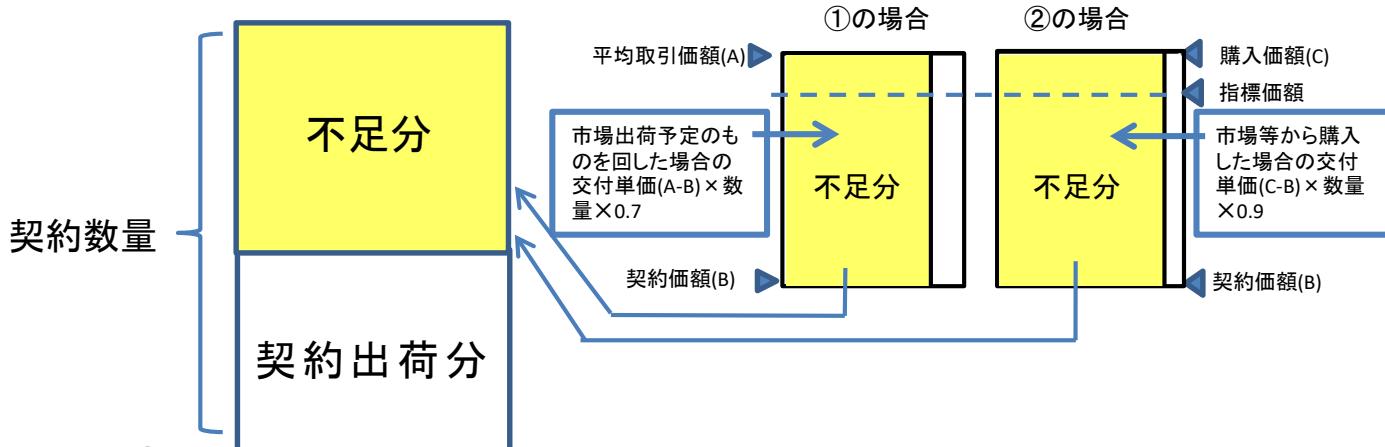
（※）指定野菜14品目：キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス

（※）特定野菜等35品目：アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、オクラ、しとうがらし、にがうり、らっきょう、わけぎ、みょうが

数量確保タイプの仕組み

平均取引価額(A)が指標価額を上回っているときに、契約数量を確保するため、

- ① 市場出荷予定のものを契約取引に回した場合は、平均取引価額(A)と契約価額(B)の差額の70%が補てんされます。
- ② 市場等から購入して契約取引に回した場合は、購入価額(C)と契約価額(B)の差額の90%が補てんされます。



※注意事項

- 平均取引価額(A)は全国10ヶ所の市場価格から算定されます。このため、申込者が契約取引の地域の市場価格が指標価格が上回っても、平均取引価額(A)が指標価額を上回らない場合は、**事業の発動はありません**。
- 交付予約数量の上限は、**契約数量の50%**までです。
- **面積契約**は、事業の**補填対象外**です。
- 購入する野菜は**国産**に限ります。
- 申込の際は、**①②のどちらかの選択**になります。

負担金の積立て

指定野菜



特定野菜等



・**生産者**は、補給金の基となる資金を**負担金**として**納付**していただこととなります。

・負担金は、**alic**で**生産者ごとに管理**いたします。

数量確保タイプの要件等

1 対象品目及び産地

野菜生産出荷安定法に定められている産地(機構へお問い合わせください)で栽培されている、指定野菜14品目、特定野菜等35品目

2 対象者（事業実施主体）※機構に登録が必要（指定野菜のみ）です。

- ① 生産者（個人・法人）
- ② 農業協同組合、事業協同組合、協同組合連合会
- ③ 生産者が構成員となっている団体

3 対象となる契約取引

実需者等との事前書面契約

4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者・外食業者
- ③ 中間事業者（商社、流通業者等）

5 負担金

- ① 指定野菜では、補給金の基となる資金の1／4（特定野菜等は1／3）を負担金として納付いただきます。
- ② 負担金は、かけ捨てではなく、1年後に返戻可能な積立金です。

6 申込期限

- ① 出荷期間開始40日前までに、申込書の提出が必要です。
- ② 契約書類について上記した期限までに間に合わない場合は、出荷期間開始10日前までに、延長することができます。（別途届出書が必要）

（※）指定野菜14品目：キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス

（※）特定野菜等35品目：アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、オクラ、しとうがらし、にがうり、らっきょう、わけぎ、みょうが

5. 契約野菜収入確保モデル事業

令和2年度契約野菜収入確保モデル事業の公募について(第1回募集)

I 公募について

- 加工・業務用野菜の周年安定供給に向けた契約取引の推進を図るため、事業実施主体候補者の公募を実施いたします。
- 令和2年度は、新たに、契約数量を守るための余剰作付け分の市場流入による価格低落に対応した「出荷調整タイプ」が創設されました。収入補填タイプは廃止となりました。)

●公募期間（応募書等の受付期間）

令和2年1月22日（水）～3月6日（金）正午 [必着]

※第1回の募集の対象は対象出荷期間が令和2年4月から10月までに開始する申込区分です。第2回公募（令和2年11月～翌3月に開始する申込区分が対象）は本年7月下旬に行う予定です。

II 事業について

① 事業概要

野菜の契約取引に伴い、生産者、中間事業者が負うリスクを軽減するため、以下の3つのタイプの対策を措置しています。

●出荷調整タイプ（新設）

生産者等が、実需者等と契約を締結した後に、作柄不良等による供給量不足を避けるため、契約数量以上の作付けを行い、価格低落時に出荷調整を行った場合に、減収分の一部を補填します。

●出荷促進タイプ

生産者等が、実需者等と契約を締結した後に、卸売市場で野菜の価格が高騰している際、契約に沿って出荷した場合に、市場価格との差の一部を補填します。

●数量確保タイプ

中間事業者が、実需者等と契約を締結した後に、生産者等から仕入れる数量が減少し、契約数量を確保するために卸売市場等から調達を行った場合に、掛け増し分の一部を補填します。

なお、収入補填タイプの公募は、平成31年度（令和元年度）をもって終了しました。

② 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、
はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（14品目）

③事業実施主体

●出荷調整タイプ・出荷促進タイプ

- ・対象品目を生産する者
- ・対象品目を生産する者を構成員とし、対象野菜の契約取引において、直接又は間接に販売の委託を受ける農協・事業協同組合・団体等

●数量確保タイプ

- ・中間事業者（対象野菜の買取りを行い、他へ出荷する者）

契約野菜収入確保モデル事業の概要

- 野菜の契約取引の推進を図るために、生産者等が負うリスクを軽減するため、以下の3つのタイプの対策を実施
 - ①出荷調整タイプ：契約数量確保のための余剰作付け分を価格低落時に出荷調整した場合に収入の一部を補てん
 - ②出荷促進タイプ：価格高騰時に、市場ではなく、契約に沿って野菜を出荷した場合に市場価格との差額の一部を補てん
 - ③数量確保タイプ：中間事業者が、契約数量確保のために市場等から契約対象野菜を調達をした場合に費用の一部を補てん
- 対象品目は、指定野菜の14品目
- 作付面積等の制限はなく、指定産地内外を問わず対象

① 出荷調整タイプ (新設)

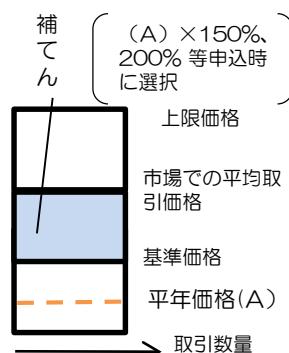
実需者等との契約取引において、作柄不良等による供給量不足を避けるため、契約数量確保のための余剰作付けを行い、価格低落時に出荷調整を行った場合に、その収入減の一部に交付金を交付



② 出荷促進タイプ

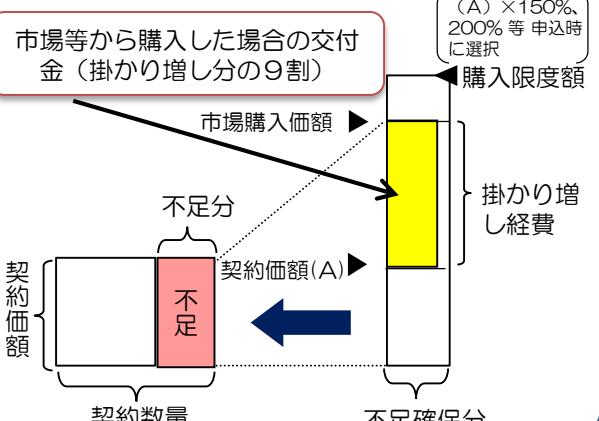
価格高騰時に、市場ではなく、契約に沿って野菜を出荷した場合に、出荷数量に応じて交付金を交付

出荷数量に応じて、市場の平均取引価額と発動基準額との差額の一部を補てん



③ 数量確保タイプ

中間事業者等が契約数量の確保のために市場等から契約対象野菜を調達した場合に、その確保に要する費用の一部に交付金を交付



※ 国と生産者の負担割合=50:50
(県費負担なし) 全タイプ共通

野菜の契約取引をサポートします！

契約野菜収入確保モデル事業 (出荷調整タイプ)のご案内

出荷調整タイプとは？

生産者等が、作柄不良等による供給量不足を避けるため、契約数量以上の作付けを行い、価格低落時に出荷調整(産地廃棄等)を行った場合に、補填を受けられる仕組みです。

※ 詳細については、契約野菜収入確保モデル事業公募要領(令和2年1月22日付け元農畜機第6131号)等をご確認ください。

※ 本事業は、毎年度成立する予算に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業実施主体候補者の決定を行わない、若しくは遅れること又は事業を実施しない、若しくは事業の内容が変更となることがあります。また、農林水産省の局長通知等の制定又は改正に伴い、事業の内容が変更となることがあります。



独立行政法人 農畜産業振興機構

I. 出荷調整タイプの要件等

1 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（14品目）

2 対象者（事業実施主体）

- ① 対象品目の生産者
- ② ①の者を直接又は間接の構成員とし、対象野菜の契約取引において、直接又は間接に販売の委託を受ける農業協同組合、事業協同組合、これらの連合会
- ③ その他①の者を構成員とし、対象野菜の契約取引において、直接又は間接に販売の委託を受ける団体

3 対象となる契約取引

実需者等との定量・定価格契約 ※口頭契約の場合は、契約内容確認書を作成

4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者
- ③ 中間事業者（商社、流通業者、カット業者等）

※応募者と親子会社、兄弟会社関係の者及び代表者が同じ者は対象となりません。

※対象品目の契約取引が過去1年間以上のあった者に限ります。

5 補助限度額

- ① 対象品目の生産者 750万円
- ② ①以外の者 1,500万円

※対象品目・対象出荷期間ごとに補助限度額の範囲内で応募いただけます。

6 積立金

- ① 積立金を管理する口座を用意
- ② 交付金の限度額となる積立金を積立て

※積立金は、事業実施計画書の策定時から積立て、対象出荷期間後に、交付金の交付申請が認められた後に収入減少等への補填のための取り崩し等を行います。

7 その他

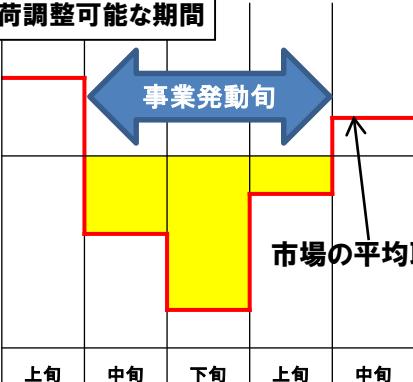
- ① 応募者多数の場合は、対象者を選定
- ② この事業の対象となる契約については、野菜価格安定対策事業に重複して申し込むことはできません。

II. 出荷調整タイプの仕組み

実需者等と定量・定価格契約を締結した生産者等が、市場の平均取引価額が発動基準額を下回っている状況で出荷調整（産地廃棄等）を行った場合に、**積立単価又は契約価額の40%のいずれか低い額**を交付。

補てんの仕組み

出荷調整可能な期間



交付対象数量

契約先へ

発動基準額

出荷調整

契約数量

交付対象数量

市場出荷量

加入から交付金交付のイメージ（例）

積立金額

【事業の応募内容】

契約価格	80円/kg
契約数量	100トン
申込数量	30トン

事業実施主体が積み立てる積立金額

$$= \text{申込数量} \times (\text{契約価額の} 40\% \text{又は積立単価の} \text{いずれか低い額}) \div 2 \\ = 30\text{トン} \times (80\text{円} \times 0.4) \div 2 \\ = 48\text{万円}$$

※積立単価が32円以下の場合は積立単価が基準となります。

交付金額

契約出荷数量	100トン
出荷調整数量	30トン
市場出荷数量	70トン
計画契約出荷数量	100トン
計画市場出荷数量	60トン

機構からの交付金額

$$= \text{交付対象取引数量} \times (\text{契約価額の} 40\% \text{又は積立単価の} \text{いずれか低い額}) \div 2 \\ = ((30\text{トン} + 100\text{トン} + 70\text{トン}) \times 100\text{トン} \div (100\text{トン} + 60\text{トン}) - 100\text{トン}) \times 32\text{円} \div 2 \\ = 25\text{トン} \times 32\text{円} \div 2 \\ = 40\text{万円}$$

注意事項

- 交付金の適切かつ効率的な活用の観点から、申込・交付対象となる数量には次のように制限を設けています。
 - 1 交付対象となる契約数量は、同実需者との同種別の契約取引過去3ヶ年の取引数量の最大値が上限となります。
 - 2 申込数量の上限は、交付対象となる契約数量の30%が限度です。
 - 3 出荷調整数量全てが交付対象数量とならない場合があります。
※詳細については公募要領を参照ください。
- 出荷調整(ほ場廃棄等)を実施する場合は、事前に機構への届出が必要となります。

III. 事業の手続きの流れ

事業への応募

事業に参加する方を公募します。

必要書類…契約野菜収入確保モデル事業応募書、登記簿謄本、会社概要その他応募者の概要の分かる資料、定款、規約又は業務方法書の写し及び直近の財務内容が分かる資料(決算書、財務諸表等)

審査・決定

審査委員会の審査を経て、事業実施主体候補者が決定されます。

審査結果は、事業実施主体候補者が決定され次第、速やかに応募者に対して通知されます。

事業実施計画書の提出

対象出荷期間開始日の10日前までに、契約書又は契約内容確認書及び積立金額を証する書類を付して、機構に事業実施計画書を提出します。

契約取引の実施

契約取引後、出荷伝票、請求書、支払明細書等の証拠書類は適切に保管してください。

出荷調整実施の申請・実施

出荷調整を行う場合には事前に申請が必要となります。

交付申請書の提出(概算払請求)

対象出荷期間の翌々月末までに、交付申請及び交付金の概算払請求をします。

積立金による補填

交付金の交付申請が認められた後に、積立金の取り崩し等を行い、収入減少等を補填します。

実績報告(精算払請求)

交付申請した日の翌月末までに、実績報告及び交付金の精算払請求をします。

※事業実施主体は、交付金を不正に受給していると判断された場合には、当該事業実施主体の公表、交付金の返還等の措置を講じられる場合があります。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先

独立行政法人農畜産業振興機構 野菜振興部契約取引推進課

〒106-8635

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

TEL 03-3583-9819 FAX 03-3583-9484

E-mail anshin831@alic.go.jp(お問合せ専用アドレス)

URL <http://www.alic.go.jp/>

22

野菜の契約取引をサポートします！

契約野菜収入確保モデル事業 (出荷促進タイプ)のご案内

出荷促進タイプとは？

生産者等が、卸売市場で契約取引と同じ品目の野菜の価格が高騰している場合に、契約に沿って出荷した時に、補填を受けられる仕組みです。

※ 詳細については、契約野菜収入確保モデル事業公募要領(令和2年1月22日付け元農畜機第6131号)等をご確認ください。

※ 本事業は、毎年度成立する予算に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業実施主体候補者の決定を行わない、若しくは遅れること又は事業を実施しない、若しくは事業の内容が変更となることがあります。また、農林水産省の局長通知等の制定又は改正に伴い、事業の内容が変更となることがあります。



独立行政法人 農畜産業振興機構

I. 出荷促進タイプの要件等

1 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（14品目）

2 対象者（事業実施主体）

- ① 対象品目の生産者
- ② ①の者を直接又は間接の構成員とし、対象野菜の契約取引において、直接又は間接に販売の委託を受ける農業協同組合、事業協同組合、これらの連合会
- ③ その他①の者を構成員とし、対象野菜の契約取引において、直接又は間接に販売の委託を受ける団体

3 対象となる契約取引

- ① 実需者等との定量・定価格契約 ※口頭契約の場合は、契約内容確認書を作成
- ② 契約価格は、規程に定める平均価格(市場の平年価格)を上回らないものに限ります。

4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者
- ③ 中間事業者(商社、流通業者、カット業者等)

※応募者と親子会社、兄弟会社関係の者及び代表者が同じ者は除きます。

※対象品目の契約取引が過去1年間以上のあった者に限ります。

5 補助限度額

- | | |
|------------|---------|
| ① 対象品目の生産者 | 750万円 |
| ② ①以外の者 | 1,500万円 |

対象品目・対象出荷期間ごとに補助限度額の範囲内で応募いただけます。

6 積立金

- ① 積立金を管理する口座を開設
- ② 交付金の限度額となる積立金を積立て

※積立金は、事業実施計画書の策定期から積立て、対象出荷期間後に、交付金の交付申請が認められた後に収入減少等への補填のための取り崩し等を行います。

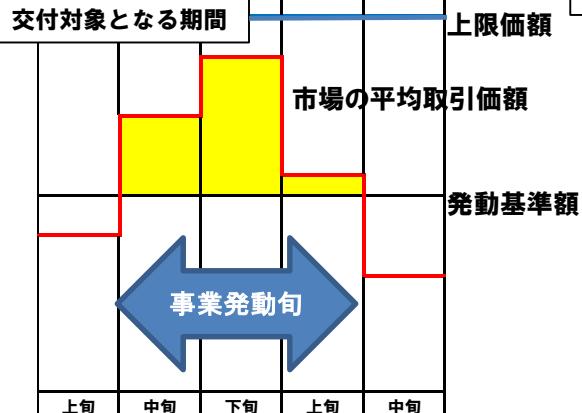
7 その他

- ① 応募者多数の場合は、対象者を選定
- ② この事業の対象となる契約については、野菜価格安定対策事業に重複して申し込むことはできません。

II. 出荷促進タイプの仕組み

実需者等と定量・定価格契約を締結した生産者等が、市場の平均取引価額が発動基準額を上回った場合に、契約に沿って出荷した数量に応じて、**市場の平均取引価額と発動基準額との差額の一部を交付。**

補てんの仕組み



交付金額

上限価額
〔150%、180%、200%から申込時に選択〕

市場の平均取引価額

発動基準額

実需者との契約価格

契約数量

出荷数量

市場の平均取引価額(上限価額を上限)と発動基準額との差額の一部が補填されます。

※出荷数量の合計が、契約数量の7割を下回る場合は、交付金が交付されません。

加入から交付金交付のイメージ（例）

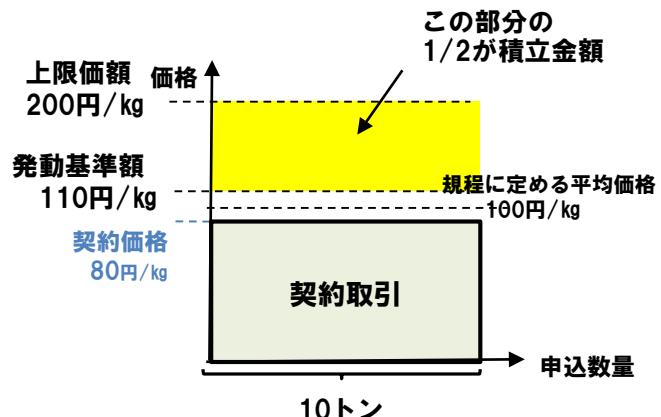
積立金額

【事業の応募内容】

上限価額	200円/kg
契約価格	80円/kg
契約数量	10トン
申込数量	10トン

事業実施主体が積み立てる積立金額

$$= \text{申込数量} \times (\text{上限価額} - \text{発動基準額}) \div 2 \\ = 10\text{トン} \times (200\text{円} - 110\text{円}) \div 2 \\ = 45\text{万円}$$



交付金額

契約に沿った出荷を行ったときに、下記の補てんが受けられます。

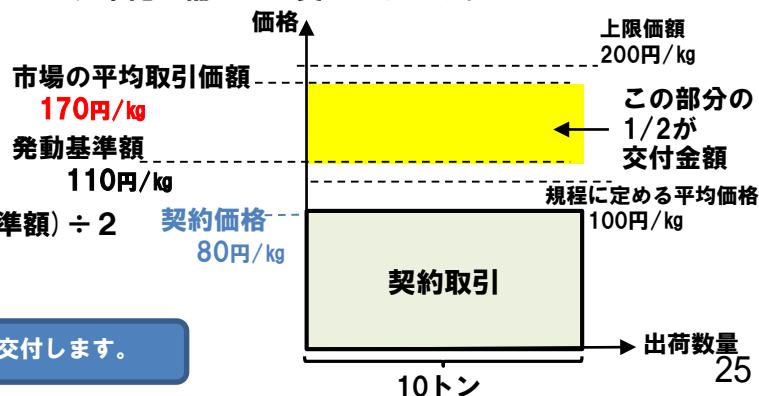
【実需者等との取引結果】

出荷数量 10トン

機構からの交付金額

$$= \text{交付対象取引数量} \times (\text{平均取引価額} - \text{発動基準額}) \div 2 \\ = 10\text{トン} \times (170\text{円} - 110\text{円}) \div 2 \\ = 10\text{トン} \times 60\text{円} \div 2 \\ = 60\text{万} \div 2 \\ = 30\text{万円}$$

機構から30万円の交付金を交付します。



III. 事業の手続きの流れ

事業への応募

事業に参加する方を公募します。

必要書類…契約野菜収入確保モデル事業応募書、登記簿謄本、会社概要その他応募者の概要の分かる資料、定款、規約又は業務方法書の写し及び直近の財務内容が分かる資料(決算書、財務諸表等)

審査・決定

審査委員会の審査を経て、事業実施主体候補者が決定されます。

審査結果は、事業実施主体候補者が決定され次第、速やかに応募者に対して通知されます。

事業実施計画書の提出

対象出荷期間開始日の10日前までに、契約書又は契約内容確認書及び積立金額を証する書類を付して、機構に事業実施計画書を提出します。

契約取引の実施

契約取引後、出荷伝票、請求書、支払明細書等の証拠書類は適切に保管してください。

交付申請書の提出(概算払請求)

対象出荷期間終了日の翌々月末までに、交付申請及び交付金の概算払請求をします。

積立金による補填

交付金の交付申請が認められた後に、積立金の取り崩し等を行い、収入減少等を補填します。

実績報告(精算払請求)

交付申請した日の翌月末までに、実績報告及び交付金の精算払請求をします。

※事業実施主体は、交付金を不正に受給していると判断された場合には、当該事業実施主体の公表、交付金の返還等の措置を講じられる場合があります。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先

独立行政法人農畜産業振興機構 野菜振興部契約取引推進課

〒106-8635

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

TEL 03-3583-9819 FAX 03-3583-9484

E-mail anshin831@alic.go.jp(お問合せ専用アドレス)

URL <http://www.alic.go.jp/>

26

野菜の契約取引をサポートします！

契約野菜収入確保モデル事業 (数量確保タイプ)のご案内

数量確保タイプとは？

中間事業者が、契約数量の確保のために契約取引と同じ品目の野菜を市場調達等した場合に、補てんを受けられる仕組みです。

※ 詳細については、契約野菜収入確保モデル事業公募要領(令和2年1月22日付け元農畜機第6131号)等をご確認ください。

※ 本事業は、毎年度成立する予算に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業実施主体候補者の決定を行わない、若しくは遅れること又は事業を実施しない、若しくは事業の内容が変更となることがあります。また、農林水産省の局長通知等の制定又は改正に伴い、事業の内容が変更となることがあります。



独立行政法人 農畜産業振興機構

I. 数量確保タイプの要件等

1 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（14品目）

※カットやパッキング等加工度合が低いものも対象となります。

2 対象者（事業実施主体）

中間事業者(商社、流通業者、カット業者等)

3 対象となる契約取引

実需者等との定量・定価格契約 ※口頭契約の場合は、契約内容確認書を作成

4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者
- ③ 中間事業者(商社、流通業者、カット業者等)

※応募者と親子会社、兄弟会社関係の者及び代表者が同じ者は除きます。

※対象品目の契約取引が過去1年間以上あった者に限ります。

5 生産者からの仕入計画

- ① 対象品目に係る仕入計画書を作成し、生産者等と合意
- ② 仕入計画書には、仕入予定の数量・価格を記載

6 補助限度額

1,500万円

対象品目・対象出荷期間ごとに補助限度額の範囲内で応募いただけます。

7 積立金

- ① 積立金を管理する口座を開設
- ② 交付金の限度額となる積立金を積立て

※積立金は、事業実施計画書の策定時から積立て、対象出荷期間後に、交付金の交付申請が認められた後に収入減少等への補填のための取り崩し等を行います。

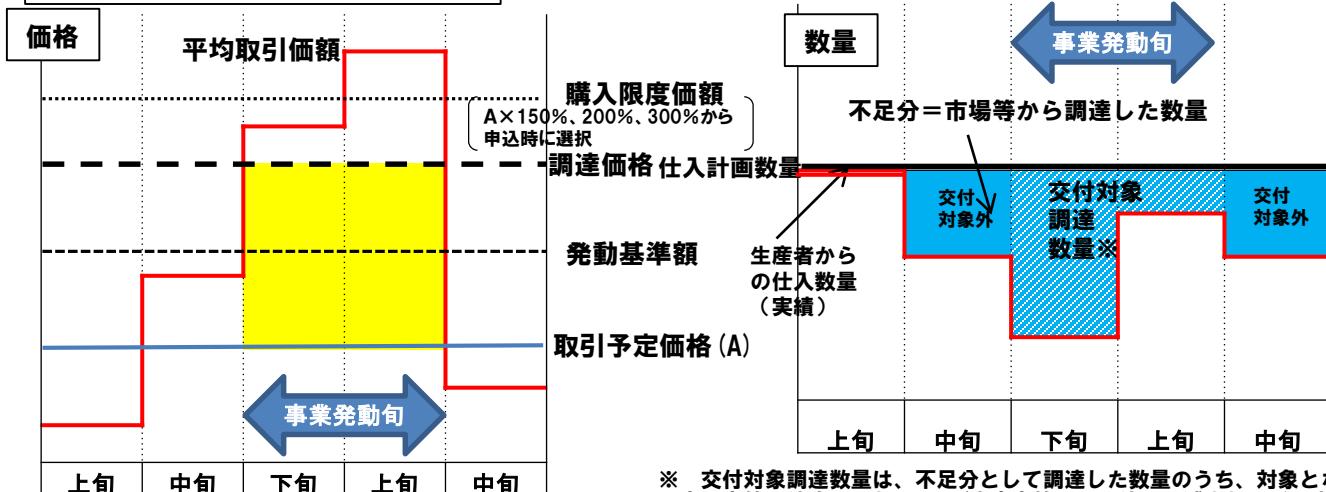
8 その他

- ① 応募者多数の場合は、対象者を選定
- ② この事業の対象となる契約については、野菜価格安定対策事業に重複して申し込むことはできません。

II. 数量確保タイプの仕組み

実需者等と定量・定価格契約を締結した中間事業者が、市場の平均取引価額が指標価額を上回った場合に、契約数量の不足分として市場等から調達した数量に応じて、調達価格と取引予定価格との差額（＝掛増し経費）の一部を交付。

補てんの仕組み



加入から交付金交付のイメージ（例）

積立金額

【事業の応募内容】

取引予定価格	80円/kg
仕入計画数量	100トン
実需者との契約数量	100トン
申込数量※	50トン
仕入経費（予定）	800万円

事業実施主体が積み立てる積立金額

（購入限度価額300%の場合）

$$= \text{申込数量} \times$$

$$(\text{購入限度価額} - \text{取引予定価格}) \times 0.9 \div 2$$

$$= 50\text{トン} \times (240\text{円} - 80\text{円}) \times 0.9 \div 2$$

$$= 720\text{万円} \div 2$$

$$= 360\text{万円}$$

購入限度価額
240円/kg
(300%選択した場合)

この部分の
1/2が積立金額

取引予定価格
80円/kg

申込数量 50トン

交付金額

【実需者等との取引結果】

取引予定価格	80円/kg
仕入数量	70トン
調達価格	180円/kg
交付対象調達数量	30トン
契約出荷数量	100トン
仕入経費	1,100万円

機構からの交付金額

$$= \text{交付対象調達数量} \times$$

$$(\text{調達価格} - \text{取引予定価格}) \times 0.9 \div 2$$

$$= 30\text{トン} \times (180\text{円} - 80\text{円}) \times 0.9 \div 2$$

$$= 30\text{トン} \times 90\text{円} \div 2$$

$$= 270\text{万} \div 2$$

$$= 135\text{万円}$$

* 調達価格、平均取引価額
又は購入限度価額うち最も
低い価格となります。

調達価格

180円/kg

この部分の
1/2が交付金額

取引予定価格
80円/kg

機構から135万円の交付金を交付します。

交付対象調達数量 30トン

III. 事業の手続きの流れ

事業への応募

事業に参加する方を公募します。

必要書類…契約野菜収入確保モデル事業応募書、登記簿謄本、会社概要その他応募者の概要の分かる資料、定款、規約又は業務方法書の写し及び直近の財務内容が分かる資料(決算書、財務諸表等)

審査・決定

審査委員会の審査を経て、事業実施主体候補者が決定されます。

審査結果は、事業実施主体候補者が決定され次第、速やかに応募者に対して通知されます。

事業実施計画書の提出

対象出荷期間開始日の10日前までに、契約書又は契約内容確認書及び積立金額を証する書類を付して、機構に事業実施計画書を提出します。

契約取引の実施

契約取引後、出荷伝票、請求書、支払明細書等の証拠書類は適切に保管してください。

交付申請書の提出(概算払請求)

対象出荷期間終了日の翌々月末までに、交付申請及び交付金の概算払請求をします。

積立金による補填

交付金の交付申請が認められた後に、積立金の取り崩し等を行い、収入減少等を補填します。

実績報告(精算払請求)

交付申請した日の翌月末までに、実績報告及び交付金の精算払請求をします。

※事業実施主体は、交付金を不正に受給していると判断された場合には、当該事業実施主体の公表、交付金の返還等の措置を講じられる場合があります。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先

独立行政法人農畜産業振興機構 野菜振興部契約取引推進課

〒106-8635

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

TEL 03-3583-9819 FAX 03-3583-9484

E-mail anshin831@alic.go.jp(お問合せ専用アドレス)

URL <http://www.alic.go.jp/>

30

6. 野菜緊急需給調整事業

- 野菜の中でもキャベツ、たまねぎ等は、露地で栽培されることから天候の影響を受けやすく作柄・価格の変動が大きいことや、消費量が多いことから、これらの価格と供給の安定を図るため、国が緊急需給調整事業を実施しています。
- 価格低落時には、生産者の発意により、生産者も1／2を拠出した資金を用いて、出荷の後送り、加工用販売、フードバンクへの提供、土壌還元等を実施します。価格高騰時には、国が供給の安定に向けた要請を関係者に行うほか、出荷の前倒しを実施します。

価格低落時の対策

出荷の後送り

キャベツ、たまねぎ等の露地野菜の出荷を抑制するため、出荷の後送りを実施。

生産者に対しては、後送りによる品質低下相当分を助成。

加工用販売

キャベツ、たまねぎ等の露地野菜の出荷を抑制するため、当初市場向けであったもののうち、供給過剰分を新たな加工用途に出荷。

生産者に対しては、種子・肥料・農薬等に要した物財費相当分の一部を助成。

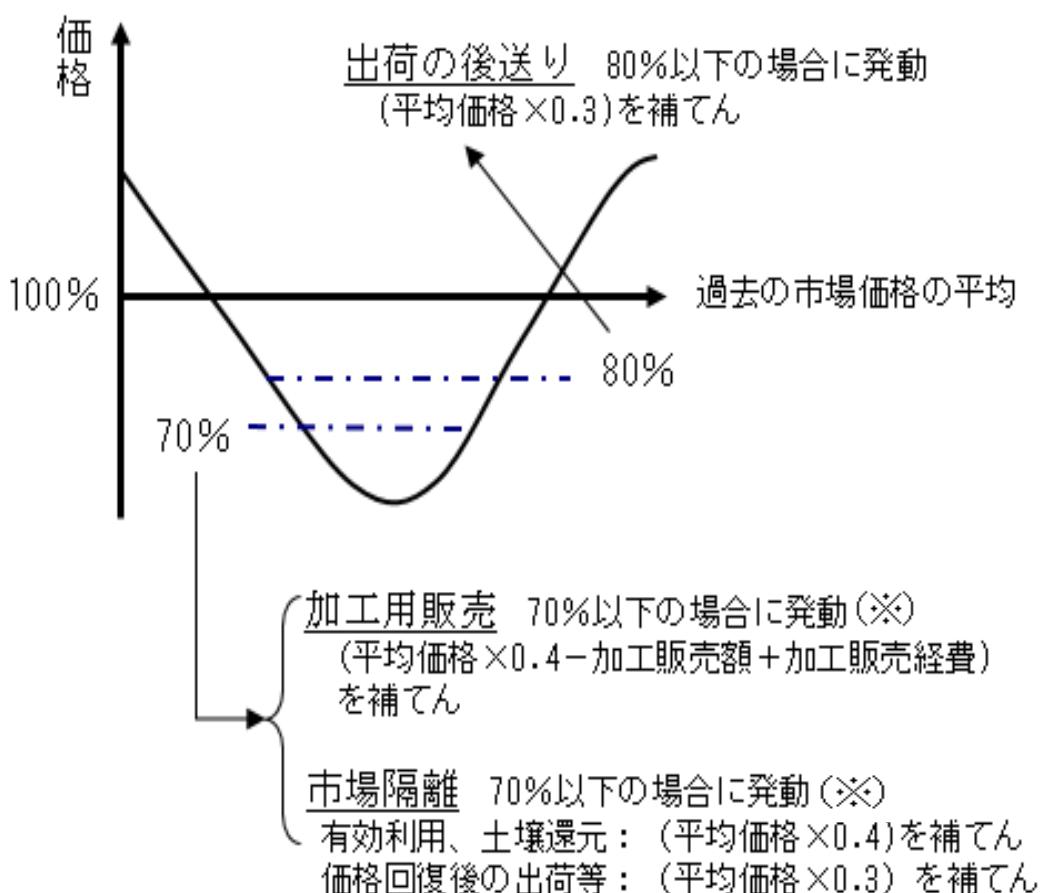
市場隔離

キャベツ、たまねぎ等の露地野菜の出荷を抑制するため、加工、飼料化、フードバンクへの提供等の有効利用に努め、なお過剰野菜が残る場合には土壌還元を実施。

生産者に対しては、運搬費、段ボール等の資材費、出荷作業費、予冷経費、一時保管経費等の一部を助成。

〈価格低落時助成の仕組み〉

国50%、生産者50%の拠出により、
(独)農畜産業振興機構に資金を造成



対象野菜：重要野菜[キャベツ(周年)、たまねぎ(周年)、秋冬だいこん]
調整野菜[春だいこん、夏だいこん、にんじん(周年)、
春はくさい、夏はくさい、レタス(周年)]

※ 加工用販売及び市場隔離の発動基準は令和2年4月1日以降80%
以下に改正。

価格高騰時の対策

○ 出荷の前倒し

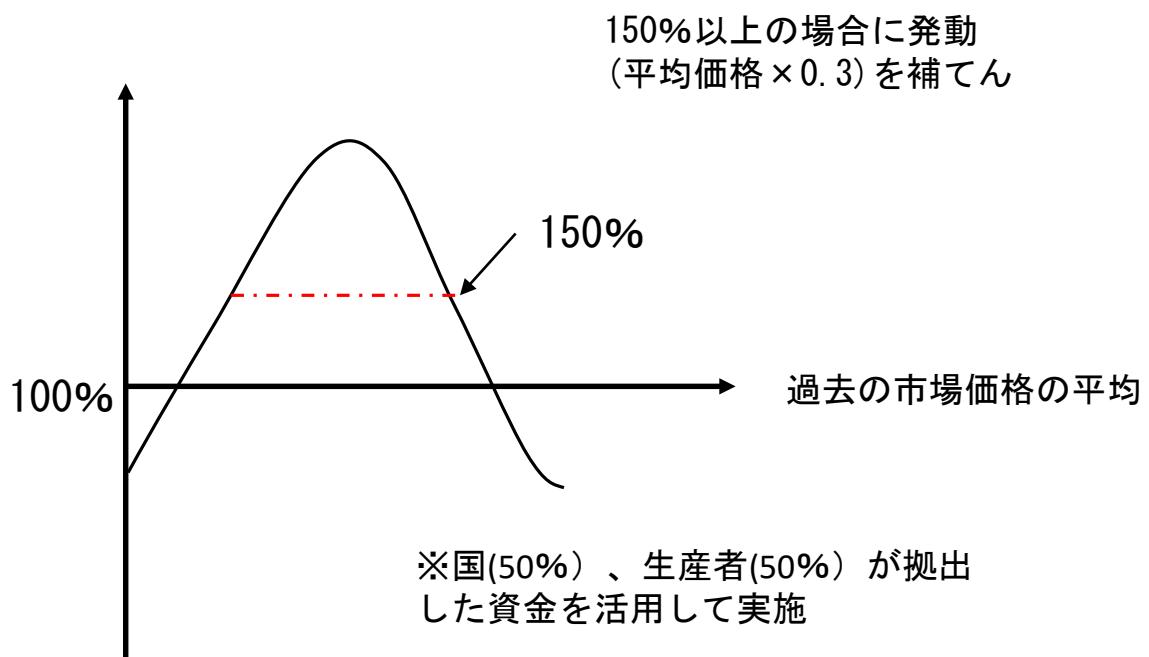
キャベツはくさい等の露地野菜の出荷を促進するため、早取り等により出荷を前倒し。

出荷量を増加させた生産者に対して、早取りによる損失相当分を助成。

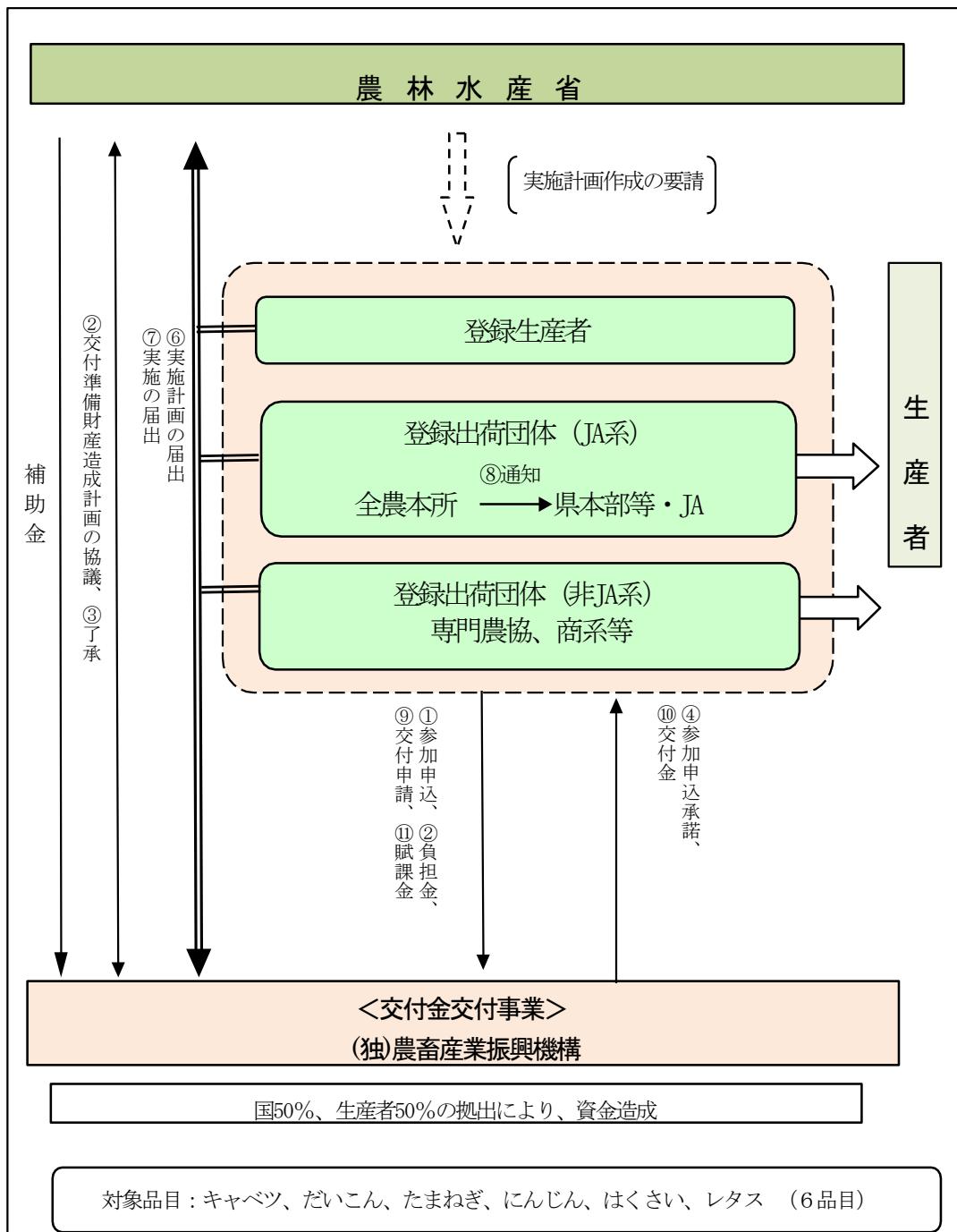
対象野菜：重要野菜〔キャベツ（周年）、たまねぎ（周年）、秋冬だいこん〕

調整野菜〔春だいこん、夏だいこん、にんじん（周年）、春はくさい、夏はくさい、レタス（周年）〕

〈価格高騰時の助成の仕組み〉



緊急需給調整の流れ



7. 端境期等対策産地育成強化推進事業

令和2年度端境期等対策産地育成強化推進事業

公募期間（応募書等の受付期間）

令和2年1月10日（金）～3月6日（金）正午 [必着]

I 事業内容について

① 事業概要

実需者が求める国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、国内産が需要に応え切れていない品目や作型（端境期）の生産拡大に向けて、生産・流通体系の構築、出荷期間の拡大及び作柄安定技術の導入の取組支援します。

② 対象品目

【加工・業務用】たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、セルリー、トマト、
キャベツ（10～11月又は3～5月出荷）※、レタス（9～3月出荷）※、だいこん（4～6月又は10～11月出荷）※、かぼちゃ（11～6月出荷）※

【生食用】トマト（9～10月出荷）※、かぼちゃ（11～6月出荷）※

※対象出荷期間が特定されている品目。

③ 取組主体

農協連合会、農協、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体

（注）事業参加生産者が5戸以上（農事組合法人等の場合、定款に記載された構成員（出資者）5戸以上）必要です。

④ 助成額

事業対象面積×15万円（10ha当たり）（初年度に一括交付）

（事業採択ポイントの高い順に予算の範囲内で候補者を決定します。）

⑤ 事業対象面積

加工・業務用：10ha以上50ha以下／生食用：5ha以上50ha以下

⑥ 事業期間

3年間

⑦ 成果目標

- ・全体の出荷量のうち、20%以上を対象出荷期間（端境期）に出荷すること。
- ・対象出荷期間（端境期）の出荷量が、現状に比べて10%以上増加すること。

II 公募について

- 本公募は、令和2年度政府予算案に基づくものであるため、成立予算の結果内容により、事業内容や予算額等の変更があり得る旨ご留意願います。
- つきましては、公募要領等をご確認いただいた上で、ご応募いただきますよう、お願いいたします。
- ご不明な点につきましては、各都道府県法人又は下記問合せ先までご連絡下さい。
(公募要領、応募書類、各都道府県別の問い合わせ先等については機構HP (<https://www.alic.go.jp/>) のトップページの右側の「補助事業の実施主体の公募」をご覧下さい。)

令和2年度端境期等対策産地育成強化推進事業
(加工・業務用野菜生産基盤強化事業からの主な変更点)

※変更部分は下線表示

項目	端境期事業	加工・業務用野菜生産基盤強化事業
事業内容	加工・業務用を中心に輸入量が多い又は拡大している野菜について、国内産が需要に応えきれていない時期（端境期）における品目や作型の作付拡大に向けた取組を推進するため、作柄安定技術の導入等により野菜の安定的な生産及び出荷に取り組む事業実施主体に対し、一定の助成単価により事業対象面積に応じて機構が補助する事業。	生鮮用野菜から加工・業務用野菜への転換等を図る際の加工・業務用野菜の生産基盤の強化に向けた取組を推進するため、作柄安定技術の導入等により加工・業務用野菜の安定的な生産及び出荷に取り組む事業実施主体に対し、一定の助成単価により当該取組面積に応じて機構が補助する事業。
対象品目	<p><加工・業務用は以下の14品目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・たまねぎ ・にんじん ・ねぎ ・ほうれんそう ・スイートコーン ・えだまめ ・<u>ブロッコリー</u> ・<u>ごぼう</u> ・トマト ・<u>セルリー</u> ・キャベツ <u>(10~11月もしくは3~5月)</u> ・レタス <u>(9~3月)</u> ・かぼちゃ <u>(11~6月)</u> ・<u>だいこん</u> <u>(4~6月もしくは10~11月)</u> <p><生食用は以下の2品目></p> <p><u>トマト (9~10月出荷)</u> <u>かぼちゃ (11~6月出荷)</u></p> <p><知事特認野菜> 加工・業務用のみ</p>	<p><加工・業務用は以下の9品目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・たまねぎ ・にんじん ・ねぎ ・ほうれんそう ・スイートコーン ・えだまめ ・キャベツ ・レタス ・かぼちゃ <p><知事特認野菜> 加工・業務用のみ</p>
事業期間	<u>3年間</u>	<u>5年間</u>

項目	端境期事業	加工・業務用野菜生産基盤強化事業
事業対象面積	<ul style="list-style-type: none"> 加工・業務用 原則 10ha～50ha 以下 <u>生食用</u> <u>原則 5ha～50ha 以下</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 加工・業務用 原則 10ha～50ha 以下
生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組	<p>以下のア～キの取組を 3 年間継続して実施</p> <p>ア 事業ほ場の設定 イ 一定期間の事前契約の締結 ウ 新規作型の導入 エ 生産コストの低減 オ 流通コストの低減 カ トレーサビリティシステム等の活用 キ 出荷量の安定に向けた取組</p>	<p>以下のア～カの取組を 3 年間継続して実施</p> <p>ア 加工・業務用 ほ場の設定 イ 一定期間の事前契約の締結 ウ 実需者ニーズに即した栽培・出荷 エ 生産コストの低減 オ 流通コストの低減 カ トレーサビリティシステム等の導入</p>
作柄安定技術の導入のための取組	<p>以下の a～d の取組のうち、1 年目は 3 つ、2 年目は 2 つ、3 年目は 1 つを計画的に取り組むこととする。</p> <p>a 土層改良・排水対策 b 病害虫防除・連作障害回避対策 c 地温安定・保水・風害対策 d 土壌改良資材施用</p>	<p>以下のア～エの取組のうち、1 年目は 3 つ、2 年目は 2 つ、3 年目は 1 つを計画的に取り組むこととする。</p> <p>ア 土層改良・排水対策 イ 病害虫防除・連作障害回避対策 ウ 地温安定・保水・風害対策 エ 土壌改良資材施用</p>
成果目標	<p>以下のア及びイは必須。</p> <p>ア 全体の出荷量のうち、20 %以上を対象出荷期間に出荷すること。 イ 対象出荷期間の出荷量が、現状に比べて 10 %以上増加すること。</p>	<p>以下のア又はイを選択。ウは必須。</p> <p>ア 単収の向上 イ コストの削減 ウ 契約取引を行う栽培面積の増加</p>